

令和7・8年度 静岡県建設工事入札参加資格定期申請に係る 事前の御案内

令和7・8年度 静岡県建設工事入札参加資格定期申請において、前回の定期申請から変更となる点があります。変更点を以下に記載しますので、事前に御確認をお願いします。

なお、申請方法等の詳細については、令和6年10月中旬頃、県ホームページ等で別途お知らせします。

1 災害応急工事の工事实績を格付(総合点数)で加点

出動要請に基づく災害応急工事の工事实績を、格付における総合点数「工事成績等による評点(D1)」に加点します。(対象:土木一式・建築一式・電気・管の4業種)

【対象工事】

- ・出動要請に基づく災害応急工事
- ・建設事務総合システムに登録された工事

【対象期間】

- ・令和5年11月10日以降に、静岡県が出動を要請し完成した災害応急工事

【加点方法】

工事成績等による評点(D1)の合計点数において、災害応急工事1件につき、次のとおり加算

- ① 応急仮工事(500万円未満、工事成績評定なし)
80点加算
- ② 応急(本・仮)工事(500万円以上、工事成績評定なし)
次の式により算定した点数を加算
(81点-65点)×請負代金額/100万円)
- ③ 応急本工事(成績評定有り)
(工事成績-65点)×請負代金額/100万円)+80点

※災害応急工事の工事实績の加点については、入札参加資格申請をいただいた後、審査の段階で、県がシステムに登録されている災害応急工事を確認し、加点を行います。申請者様に行っていただく対応は特段ございません。

2 有効な経営規模評価の審査基準日について

前回までの入札参加資格申請では、審査基準日が「令和3年10月1日から令和4年9月30日のもの」を有効とし、総合点数算出にも審査基準日とその期間であるものを適用していました。

令和7・8年度建設工事入札参加資格定期申請からは、申請書類の不備・不足を防ぐために、審査基準日の見直しを行い、「審査基準日が、令和5年6月1日以降のもので、かつ、令和6年12月31日までに総合評定値通知書が発行されているもの。」を有効とし、その経営事項審査結果を総合点数算出に使用します。

なお、令和5年6月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものを有効とします。

3 入札参加資格認定通知書の廃止

令和5・6年度建設工事入札参加資格申請では、「入札参加資格認定通知書」を発行し、郵送していましたが、令和7・8年度建設工事入札参加資格定期申請から、通知書は発行しないこととします。

通知書に代わるものとして、県ホームページ「建設業のひろば」に「入札参加資格者名簿」を掲載しますので、そちらで認定結果、格付ランク、総合点数等を御確認ください。

<問合せ先>

静岡県交通基盤部建設業課 建設業班

TEL:054-221-3059